

# 農薬販売者の届出の手引き

(令和3年8月)

埼玉県農産物安全課  
埼玉県病虫害防除所

# 農薬販売者の届出について

## 1 対象

農薬を販売する者が該当します（販売以外の授与する者も含みます）。  
インターネット販売など、販売所を持たずに販売する者も対象となります。

## 2 届出の種類と期日、様式について

届出の種類	届出期日	様式
新たに販売を開始する場合	開始の日まで	様式 1-1, 1-2
販売所を増設した場合	増設の日から 2 週間以内	様式 1-1, 1-2
届出をした内容に変更（代表者や販売所等）があった場合	変更が生じた日から 2 週間以内	様式 2
販売を廃止した場合	廃止の日から 2 週間以内	様式 2

※ 届出は、販売所（店舗）ごとに提出してください。

## 3 届出の方法

該当する様式に必要な事項を記入したものを 2部作成し、

①担当者の氏名と連絡先

②切手を貼った返信用封筒（返信できる適正な額の切手を貼ってください。）

を同封の上、埼玉県病虫害防除所に持参または郵送してください。

提出していただいた販売届に受理番号を押印して返送します。

届出先：埼玉県病虫害防除所  
住 所：〒360-0102 熊谷市須賀広 784  
電 話：048-539-0661

受理番号を押印した販売届は届出を行ったことを証明する重要な書類です。再発行はできませんので、大切に保管してください。

## 4 届出様式について

ホームページからダウンロードして、必要な様式を取り出してください。  
不明な場合は、病虫害防除所へお問い合わせください。

埼玉県病虫害防除所で検索をお願いします。

埼玉県病虫害防除所

検索



様式 1 - 1 (農薬取締法第 17 条関係)

農 薬 販 売 届 ( 新規・増設 )

令和 年 月 日

埼玉県知事 宛

住所

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名)

TEL

農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称等

郵便番号 所在地

名 称

TEL

2 販売開始年月日

令和 年 月 日

3 卸売又は小売の別及び業種

卸売・小売 { 農業協同組合、農薬卸、薬局、医薬品販売業、種苗商、肥料商 }  
{ ホームセンター、インターネット、その他 ( ) }

受理番号押印欄 (記入しないでください。)

備考 記の 1 における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合  
その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他  
これに準ずる場所を記載すること。

(記入例)  
様式1-1 (農薬取締法第17条関係)

農薬販売届 (新規・増設)

届出日を記入。  
新規は開始日以前の日。  
増設は増設の日から2週間以内の日。

令和3年6月1日

該当事項を囲んでください

埼玉県知事 宛

法人の場合にあっては、その名称及び代表者の職・氏名を記入してください

住所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
株式会社 浦和商店  
氏名 代表取締役 埼玉 太郎

押印を廃止しました

TEL 048-824-2111

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称等

郵便番号 330-9301 所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
名称 浦和商店  
TEL 048-824-2111

2 販売開始年月日

令和3年6月10日

該当事項を囲んでください

該当事項を囲んでください

3 卸売又は小売の別及び業種

卸売 小売 { 農業協同組合、農薬卸、薬局、医薬品販売業、種苗商、肥料商 }  
ホームセンター、インターネット、その他 ( )

受理番号押印欄(記入しないでください。)

備考 記の1における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

(日本工業規格A4)

(様式 1 - 2)

## 農薬の販売を行う際の遵守事項について

<b>販売者の変更、廃止の届出(第 17 条)</b>
<input type="checkbox"/> 届出事項中に変更を生じたときは、その日から 2 週間以内に県知事へ届け出る。 <input type="checkbox"/> 販売を廃止する場合も、その日から 2 週間以内に県知事へ届け出る。
<b>農薬の販売の制限又は禁止等(第 18 条)</b>
<input type="checkbox"/> 容器又は包装に第 16 条(登録番号、農薬の種類、使用方法 他)の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売しない。
<b>帳簿(第 20 条)</b>
<input type="checkbox"/> 帳簿を備え付け、農薬の種類別に、年月日、譲受数量及び譲渡数量を記載し、最終の記載の日から 3 年間その帳簿を保存する(帳簿については電磁的記録によるものも可)。 <input type="checkbox"/> 水質汚濁性農薬(シマジン)については、年月日、譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載し、最終の記載の日から 3 年間その帳簿を保存する。
<b>その他農薬取締法関連事項(第 21 条)</b>
<input type="checkbox"/> 農薬の有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしない。また無登録農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしない。 (農薬としての効能効果をうたう又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあるため注意する。)
<b>毒物または劇物を販売、授与等する場合</b>
<input type="checkbox"/> 毒物及び劇物取締法による遵守事項や手続きがあるため、販売所の所在地を管轄する保健所に問い合わせる。
<b>農薬保管管理(「農薬の保管管理等の徹底について」通知)</b>
<input type="checkbox"/> 農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止に万全を期す。 <input type="checkbox"/> 万一、盗難、紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届ける。 <input type="checkbox"/> 毒物又は劇物に該当する農薬は、さらに以下に努める。 <ul style="list-style-type: none"><li>・鍵のかかる農薬の保管庫等の整備等一層の保管管理の徹底を図ること。</li><li>・農薬の保管量の定期的な把握、利用状況の記録の整備等を図ること。</li></ul>
<b>その他</b>
<input type="checkbox"/> 店舗にて、農薬は安定した場所に陳列する。また食品とは別の棚に、生産資材とは区分けして陳列する。 <input type="checkbox"/> 保管倉庫は雨水の浸水のない構造にする。生産資材や食品と明確に区分けして保管する。 <input type="checkbox"/> 有効期限切れの農薬の陳列、販売をしない。

上記の事項について内容を理解し、遵守します。

令和 年 月 日

氏名

【記入例】  
(様式 1 - 2)

遵守しなければならない内容が理解できた項目に「✓(チェック)」を入れてください。  
内容が不明な項目については、病害虫防除所に問合せし、最終的には全ての項目に「✓」を入れてください。

### 農薬の販売を行う際の遵守事項について

<b>販売者の変更、廃止の届出(第17条)</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 届出事項中に変更を生じたときは、その日から2週間以内に県知事へ届け出る。 <input checked="" type="checkbox"/> 販売を廃止する場合も、その日から2週間以内に県知事に届け出る。
<b>農薬の販売の制限又は禁止等(第18条)</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 容器又は包装に第16条(登録番号、農薬の種類、使用方法 他)の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売しない。
<b>帳簿(第20条)</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 帳簿を備え付け、農薬の種類別に、年月日、譲受数量及び譲渡数量を記載し、最終の記載の日から3年間その帳簿を保存する(帳簿については電磁的記録によるものも可)。 <input checked="" type="checkbox"/> 水質汚濁性農薬(シマジン)については、年月日、譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載し、最終の記載の日から3年間その帳簿を保存する。
<b>その他農薬取締法関連事項(第21条)</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 農薬の有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしない。また無登録農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしない。 (農薬としての効能効果をうたう又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあるため注意する。)
<b>毒物または劇物を販売、授与等する場合</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 毒物及び劇物取締法による手続きや遵守事項があるため、販売所の所在地を管轄する保健所に問い合わせる。
<b>農薬保管管理(「農薬の保管管理等の徹底について」通知)</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止に万全を期す。 <input checked="" type="checkbox"/> 万一、盗難、紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届ける。 <input checked="" type="checkbox"/> 毒物又は劇物に該当する農薬は、さらに以下に努める。 <ul style="list-style-type: none"><li>・鍵のかかる農薬の保管庫等の整備等一層の保管管理の徹底を図ること。</li><li>・農薬の保管量の定期的な把握、利用状況の記録の整備等を図ること。</li></ul>
<b>その他</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 店舗にて、農薬は安定した場所に陳列する。食品とは別の棚に、生産資材とは区分けして陳列する。 <input checked="" type="checkbox"/> 保管倉庫は雨水の浸水のない構造にする。生産資材や食品と明確に区分けして保管する。 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期限切れの農薬の陳列、販売をしない。

上記の事項について内容を理解し、遵守します。

法人の場合にあっては、その名称及び代表者の職・氏名を記入してください

令和3年6月1日

氏名 株式会社 浦和商店

代表取締役 埼玉太郎

押印を廃止しました

### (参考) 帳簿の例

農薬販売者には、帳簿を備え付け、記載し、最終の記載の日から3年間その帳簿を保存することが義務づけられています。下記は参考様式であり、必要な情報が管理できれば、様式・方法は問いません。

#### (例1) 農薬全般

品目	〇〇乳剤※1	規格	〇〇ml	数量単位	本
年月日	譲受・譲渡先※2	譲受数量	譲渡数量	残高※3	備考
3.1.4	(株)〇〇商会	10		10	
3.1.5	売上		2	8	
3.1.8	売上		2	6	

※1：農薬の種類・規格ごとに管理し数量を把握できるようにする。

※2：農薬取締法では、譲渡先の記載は求められていない(水質汚濁性農薬は必要。例2参照。)

※3：残高数を帳簿で管理し、実際の数量と照合する。

※4：毒物または劇物については、毒物及び劇物取締法による譲渡手続きの規定がある。  
詳しくは販売所を管轄する保健所に確認すること。

#### (例2) 水質汚濁性農薬

シマジン剤(除草剤)は、水質汚濁性農薬に指定されているため、譲受数量及び譲渡先別譲渡数量を記載する必要があります。

品目	シマジン〇〇	規格	〇〇g	数量単位	袋
年月日	譲受・譲渡先	譲受数量	譲渡数量	残高	備考
3.1.4	(株)〇〇商会	10		11	
3.1.5	売上 埼玉太郎		2		さいたま市浦和区高砂〇-〇
3.1.8	売上 浦和次郎		2		さいたま市浦和区常盤〇-〇

様式2 (農薬取締法第17条関係)

農 薬 販 売 届 ( 変 更 ・ 廃 止 )

令和 年 月 日

埼玉県知事 宛

住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の職・氏名)

TEL

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 販売所の所在地及び名称等

郵便番号 所在地

名 称

TEL

- 2 変更又は廃止年月日

令和 年 月 日

- 3 卸売又は小売の別及び業種

卸売・小売 { 農業協同組合、農薬卸、薬局、医薬品販売業、種苗商、肥料商 }  
{ ホームセンター、インターネット、その他 ( ) }

- 4 変更した内容及び届出受理番号

受理番号押印欄(記入しないでください。)

備考 記の1における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

(日本工業規格A4)



(記入例)

様式2 (農薬取締法第17条関係)

農薬販売届 ( **変更** 廃止 )

届出日を記入。  
なお、変更日又は廃止日  
の14日以内の日。

令和3年6月7日

該当事項を囲んで  
ください

埼玉県知事 宛

法人の場合にあって  
は、その名称及び代  
表者の職・氏名を記  
入してください

住所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

株式会社 浦和商店

氏名 代表取締役 埼玉 次郎

TEL 048-824-2111

押印を廃止しました

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称等

郵便番号 330-9301 所在地 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

名称 浦和商店

TEL 048-824-2111

2 変更年月日

令和3年6月1日

該当事項を囲んで  
ください

該当事項を囲んで  
ください

3 卸売又は小売の別及び業種

卸売・**小売** } 農業協同組合、農薬卸、**薬局**、医薬品販売業、種苗商、肥料商 }  
{ ホームセンター、インターネット、その他 ( ) ) }

4 変更した内容及び届出受理番号

代表者の変更

(旧) 埼玉 太郎

(新) 埼玉 次郎

届出受理番号 農薬販売届埼玉県第0000号

受理番号押印欄(記入しないでください。)

備考 記の1における「販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合  
その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他  
これに準ずる場所を記載すること。

(日本工業規格A4)